

介護老人福祉施設
重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村
介護老人福祉施設 足立翔裕園

介護老人福祉施設重要事項説明書

<2024年4月1日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3855-6363(午前9時~午後6時)

担当 生活相談員

ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 特別養護老人ホーム足立翔裕園の概要

(1) 施設の名称・所在地

事業者番号	1372100824
事業所名	社会福祉法人 長寿村 足立翔裕園
所在地	東京都足立区入谷9丁目15番18号

(2) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)			1名(1)
医師			4名(4)		4名(4)
生活相談員		5名(3)	1名(0)		6名(3)
管理栄養士		2名(0)			2名(0)
栄養士		0名(0)			0名(0)
機能訓練指導員		4名(3)	0名(0)		4名(3)
介護支援専門員		2名(2)	1名(0)		3名(2)
事務職員		3名(1)	0名(0)		3名(1)
介護・看護職員	看護師	4名(0)	2名(0)		6名(0)
	准看護師	2名(0)	0名(0)		2名(0)
	社会福祉士	0名(0)	0名(0)		0名(0)
	介護福祉士	29名(14)	10名(0)		39名(14)
	実務者研修	2名(1)	0名(0)		2名(1)
	初任者研修	6名(2)	2名(0)		8名(2)
	ヘルパー2級	0名(0)	3名(0)		3名(0)
	社会福祉主事	0名(0)	0名(0)		0名(0)
その他		7名(1)	1名(0)		8名(1)

()内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	150名	静養室	1室2床	
居室	4人部屋	34室 (1室35.94㎡)	医務室	1室
	2人部屋	6室 (1室22.52㎡)	食堂	3室
	個室	10室 (1室14.42㎡)	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	交流スペース	1室	
		会議室	1室	

3. サービス内容

- ①施設サービス計画の作成 入居者の介護度及び状況に応じた、サービス計画を作成いたします。
- ②食事 栄養バランスを考慮した、食事を提供いたします。
- ③入浴 健康状態に合わせて、週2回以上の入浴を提供いたします。
- ④介護 ケアプランに基づく、介護を提供いたします。
- ⑤機能訓練 機能訓練指導員による指導のもと、機能訓練が受けられます。
- ⑥生活相談 生活相談員が随時、相談をお受けいたします。
- ⑦健康管理 毎日、看護職員による健康チェック及び必要に応じて、各科の往診医師による診察が受けられます
- ⑧療養食の提供 医師の発行する食事箋により、療養食を提供いたします。
- ⑨理美容のサービス 毎週、月曜日にサービスが受けられます。
- ⑩行政手続代行 必要に応じて行政手続の代行をいたします。
- ⑪日常費用支払代行 委任状を頂き、日常費用の支払代行をいたします。
- ⑫所持品保管 保険証及び預金通帳等は、事務所にて保管させていただきます。また、衣類等は各居室にて保管管理いたします。
- ⑬レクリエーション 希望により、各種クラブ活動やレクリエーションに参加できます。
- ⑭その他

4. 利用料金

(1)基本料金

〈介護保険給付対象サービス〉

① 施設利用料（介護サービス費）

入居者の要介護度に応じた介護給付費のうち、入居者の自己負担分をお支払い頂きます。

従来型個室

	1日あたりの 自己負担分 1割	1日あたりの自 己負担分 2割	1日あたりの自 己負担分 3割
要介護度1	¥ 642	¥ 1,284	¥ 1,926
要介護度2	¥ 719	¥ 1,437	¥ 2,155
要介護度3	¥ 798	¥ 1,596	¥ 2,394
要介護度4	¥ 875	¥ 1,749	¥ 2,623
要介護度5	¥ 950	¥ 1,899	¥ 2,848

多床室

	1日あたりの 自己負担分 1割	1日あたりの自 己負担分 2割	1日あたりの自 己負担分 3割
要介護度1	¥ 642	¥ 1,284	¥ 1,926
要介護度2	¥ 719	¥ 1,437	¥ 2,155
要介護度3	¥ 798	¥ 1,596	¥ 2,394
要介護度4	¥ 875	¥ 1,749	¥ 2,623
要介護度5	¥ 950	¥ 1,899	¥ 2,848

*ただし、入居後30日間及び30日以上入院した場合の退院後30日間は、上記料金の33円増（1割）、66円増（2割）、99円増（3割）となります。

*入居期間中に入院、または外泊した場合の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承下さい。

*上記料金の他、下記加算料金がかかります。

- 個別機能訓練加算Ⅰ（1割 13円/日）（2割 26円/日）（3割 39円/日）
- 精神科医療養指導加算（1割 6円/日）（2割 11円/日）（3割 17円/日）
- 看護体制加算Ⅰ□（1割 5円/日）（2割 9円/日）（3割 13円/日）
- 看護体制加算Ⅱ□（1割 9円/日）（2割 18円/日）（3割 27円/日）
- 夜勤職員配置加算Ⅰ□（1割 15円/日）（2割 29円/日）（3割 43円/日）
- 介護職員処遇改善加算（所定単位数の1000分の83）
- 日常生活継続支援加算Ⅰ（1割 40円/日）（2割 79円/日）（3割 118円/日）
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の1000分の27）
- 安全対策体制加算 入所時に1回（1割 22円）（2割 44円）（3割 66円）
- 科学的介護推進体制加算Ⅰ（1割 44円/月）（2割 88円/月）（3割 131円/月）
- 介護職員等ベースアップ等支援加算（所定単位数の1000分の16）

*この他にも加算される場合があります。（「契約書別紙」参照）

(2) その他の料金

〈介護保険給付対象外サービス〉

① 居住費 個室をご利用の場合は、室料及び光熱水費相当額をお支払い頂きます。

多床室（2人、4人部屋）をご利用の場合は、光熱水費相当額をお支払い頂きます。

*入居期間中に入院、または外泊し、居室を空けておく場合には、入院日、または外泊日翌日から6日目までは居住費、外泊時費用をいただきます。又、空いている居室に関してはショートステイ用のベッドとして利用させていただく場合がありますので、ご了承願います。

② 食費 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）をお支払い頂きます。

①居住費 及び ②食費 1日あたり		①居住費		②食費
		従来型個室	多床室	
通常料金（第4段階）		¥1,460	¥900	¥1,730
負担限度額	第1段階	¥320	¥0	¥300
	第2段階	¥420	¥370	¥390
	第3段階	¥820	¥370	¥650

*上記の負担限度額（第1段階から第3段階の方）は、負担額の軽減制度（補足給付）による、減額認定証をお持ちの場合に適用される、各段階に応じた居住費及び食費の金額となります。

*従来型個室入居者で、感染症や精神症状等、医師の判断で利用する場合は、一定の条件の下、多床室の居住費と同額で利用できます。

③理美容費 2,500円～5,000円

(カット 2,500円、毛染め・パーマ 各5,000円、顔そり500円)

④預金管理費 1日あたり 100円

入居者の日常生活に必要な費用の支払代行及び、預貯金等の管理を「施設利用者所持金取り扱い要項」により管理いたします。

⑤その他

上記の他、レクリエーション費用、買い物費用、嗜好品等などはその実費について自己負担となります。

(3) 支払方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたします。領収書は、次月の請求書をお送りする際に同封させていただきます。お支払方法は、基本的に施設利用料金が毎月27日、立替金が毎月28日に口座引出しをさせていただきます。

5. 入退居の手続き

(1) 入居手続き

①入居を希望する方は、お電話等でご連絡ください。

※居宅サービス計画の作成を依頼しているときは、事前に介護支援専門員等とご相談ください。

※要介護1又は2と認定されている方は、事前に特列入所に該当しているかを確認のうえ、入所申込み書等に必要事項を記入しお申し込みください。保険者との協議の結果、特列入所に該当すると判断された場合は、ご入居いただけます。

②入居が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入居要件を満たせば、自動的に更新します。 ※詳細は、生活相談員にお尋ね下さい。

(2) 契約の終了

1 入居者は当施設に対して（30日間の予告期間をにおいて）文書で通知することにより契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、当施設は、入居者に対して、30日間の予告期間をにおいて文書で通知することにより、契約を解約することができます。

①入居者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内にお支払い頂かない場合。

②入居者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合。

③入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。なお、この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。

④介護認定区分が、非該当(自立)、要支援、要介護1、2と認定された場合。

但し、要介護1、2と認定された場合は、保険者との協議の上で特列入所要件に該当し、在宅生活が困難と認められた際は、引き続き契約を更新されるものとします。

⑤やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。

(3) 契約の自動終了

以下の場合は、連絡がなくても契約は自動的に終了いたします。

①他の介護保険施設に入所した場合。

②入居者が死亡又は被保険者資格を喪失した場合。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

<ご利用者の生活の質の向上>

私たちは、ご利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、「可能性の実現」と「生活の質の向上」に努めます。

<公平・公正な施設運営の遵守>

私たちは、「ご利用者の生活と人権を擁護」するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

<従業員の資質・専門性の向上>

私たちは、常に誠意をもって「質の高いサービス」が提供できるよう、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めます。

<地域密着での活動>

私たちは、地域の一員として、地域福祉の向上と豊かなコミュニティをつくり、「地域社会の発展」に努めます。

<国際的視野での活動>

私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野に立ち、相互理解を深め、「社会福祉の進展」に努めます。

☆園内の生活☆

入居者の自主性を尊重いたします。平穏な生活ができるように自らが環境作りを創造していただき、各種のクラブ活動やレクリエーションを通じて生活の充実を図っていただきます。また、健康管理には万全を図り、毎日の生活の中で楽しみにしている食事やご家族と交流を重点においています。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束廃止マニュアル	有	
その他		

(3) 施設利用のお約束

- ・面会 **面会時間9：00～20：00 受付の面会システムにご登録下さい**
- ・外出、外泊 前日までに施設にご連絡下さい。
- ・飲酒 施設職員へお申し出下さい。
- ・喫煙 施設指定の場所をお願いいたします。
- ・宗教活動 特に制限はございません。（但し、勧誘等はできません。）
- ・金銭・貴重品の管理等 必要に応じて事務所に保管させていただきます。

7. 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画にそった、防災訓練を行います。
- ・防災設備 関係法令に従って必要な設備を整えています。
- ・防災訓練 年間2回の総合訓練及び毎月1回以上の訓練を実施しております。
- ・防火責任者 横川 守

9. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご入居者相談・苦情担当 生活相談員 電話 03-3855-6363

②当施設以外に、東京都、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当 足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター

住所 足立区梅島2-1-20 電話 03-03-5681-3373

担当 足立区福祉部介護保険課事業者指導係

住所 足立区中央本町1-17-1 電話 03-3880-5111 (代表)

担当 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

住所 東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話 03-6238-0177

10. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 長寿村

代表者役職・氏名 理事長 神成 裕介

所在地 東京都足立区入谷九丁目15番18号 (03-3855-6363)

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム

(ロ) 養護老人ホーム

(ハ) 軽費老人ホーム

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業

(ロ) 老人デイサービスセンター

(ハ) 認知症対応型老人共同生活援助

(ニ) 老人居宅介護等事業

(ホ) 看護小規模多機能型居宅介護

(3) 公益事業

(イ) 介護老人保健施設

(ロ) 通所リハビリテーション

(ハ) 居宅介護支援事業

(二) 地域包括支援センター

(ホ) 訪問看護

(ハ) 訪問リハビリテーション

(ト) サービス付高齢者向け住宅事業

(4) 収益事業 (イ) 不動産賃貸業

(5) 施設拠点等

・特別養護老人ホーム

3ヶ所

・養護老人ホーム

1ヶ所

・軽費老人ホーム

1ヶ所

・短期入所生活介護

3ヶ所

・通所介護

2ヶ所

・認知症対応型通所介護

4ヶ所

・認知症対応型老人共同生活援助

5ヶ所

・訪問介護事業

1ヶ所

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

1ヶ所

・看護小規模多機能型居宅介護

3ヶ所

・介護老人保健施設

1ヶ所

・通所リハビリテーション

1ヶ所

・訪問リハビリテーション

1ヶ所

・居宅介護支援事業所

4ヶ所

・地域包括支援センター

1ヶ所

・訪問看護事業所

1ヶ所

・サービス付き高齢者向け住宅事業

1ヶ所

・不動産賃貸業

1ヶ所

介護老人福祉施設入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

重要事項説明日

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都足立区入谷9丁目15番18号

名称 社会福祉法人 長寿村 足立翔裕園 印

説明者

所属 生活相談員

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

入居者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

保証人 (住所) _____

(氏名) _____ 印